

第22期第21回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年2月28日（月）15時～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

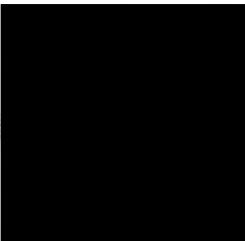
2 議 題

- | | |
|--|---------|
| （1） くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更について（諮問） | P 2～P4 |
| （2） くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量
の設定（案）について（諮問） | P 5～P7 |
| （3） するめいかにに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量
の設定（案）について（諮問） | P 8～P10 |
| （4） 小型機船底びき網漁業 手繰第2種 自家用えさびき網漁業許可
方針（案）について（諮問） | P11～P17 |
| （5） 松浦海区における共同漁業権、定置網漁業及び区画漁業の漁場
計画（案）について（協議） | P18～P65 |
| （6） 第22期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会について（報告） | P66～P67 |
| （7） 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）
の採捕の制限に係る公示について（報告） | P68 |
| （8） その他 | |

水産第4570号
令和5年2月20日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祐



くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理
漁獲可能量の変更（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり変更したいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を令和5年3月8日（水）までに求めます。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・萩原）

くろまぐろ及びするめいかに関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

17.1トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	8.1トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	9.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

8.6トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	6.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	2.6トン

4 水管第 3362 号
令和 5 年 2 月 10 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表） くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚）	15.6 トン	17.1 トン
くろまぐろ（大型魚）	8.6 トン	8.6 トン

水産第 4520 号

令和 5 年 (2023 年) 2 月 17 日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定 (案) について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定
により、知事管理漁獲可能量を別紙 (案) のとおり定めたいので、同条第 2 項の
規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当: 農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・萩原)

(別 紙)

くろまぐろに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

4. 0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	0. 4トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	3. 6トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

6. 5トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	3. 3トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	3. 2トン

4 水管第 2918 号
令和 4 年 12 月 13 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の
通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表） くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)
くろまぐろ（小型魚）	4.0 トン
くろまぐろ（大型魚）	6.5 トン

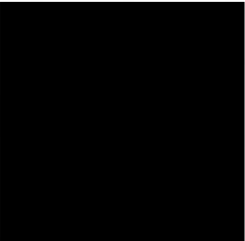
水産第 4272 号

令和5年(2023年)2月17日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



するめいか関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量
の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定
により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第2項の
規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・萩原)

(別 紙)

するめいかに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準

4 水管第 3412 号
令和 5 年 2 月 14 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら
オホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令
和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホー
ツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 5 管理年度に
おける都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267
号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を
定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホー
ツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 5 管理年度に
おける都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしてい る都道府県別漁獲 可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の 目安数量（トン）
すけとうだら 太平洋系群			
すけとうだら 日本海北部系群			
すけとうだら オホーツク海南部			
すけとうだら 根室海峡			
するめいか	現行水準	0.02%	50 トン未満

（注記）基本シェアの算定期間（すけとうだらは平成 29 年から令和元年、する
めいかは平成 30 年から令和 2 年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配
分の対象としない

水産第4525号
令和5年(2023年)2月17日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



小型機船底びき網漁業 手繰第2種 自家用えさびき網漁業の
許可方針(案)について(諮問)

このことについて、別紙のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整
規則第11条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:水産課漁業調整担当 川崎)

自家用えさびき網漁業許可方針

手操第2種 自家用えさびき網漁業

第1 制限措置

(1) 漁業種類

自家用えさびき網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

10隻以内

(3) 船舶の総トン数

3トン未満

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

1月1日から1月31日まで及び3月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

① 旧浜玉町、旧唐津市、旧呼子町、旧鎮西町、玄海町又は旧肥前町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限る、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする。

② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号令和2年11月27日公布。以下、「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者

④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可日から令和7年12月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和5年3月3日から令和5年3月17日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和7年11月28日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が10件に到達した日以降から令和7年11月28日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が10件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

- (1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和5年3月17日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。（従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。）ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合に限る。
- (3) 基準日から過去5年間に於いて当該漁業の許可（従前の許可を含む。）を有

- していたことがある者
- (4) 基準日において当該漁業以外の漁業の許可を有していた者
- (5) 上記(1)から(4)に該当しない者

第5 条件

- (1) 旧呼子町又は旧鎮西町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①から③の海域以外及び共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

- ① 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

ア 旧唐津市と旧呼子町との境界（小森川川口中央点）

イ 旧唐津市と旧呼子町との境界と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線と、福岡県糸島市二丈配崎北端と唐津市鎮西町松島南端を結んだ直線との交点

ウ 福岡県糸島市志摩姫島北端と唐津市鎮西町加唐島北東端を結んだ直線と、唐津市呼子町平瀬灯台と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

エ 唐津市鎮西町加唐島北東端

オ 唐津市鎮西町加唐島北西端

カ 唐津市鎮西町加唐島北西端と唐津市鎮西町馬渡島大長崎鼻北端を結んだ直線と、唐津市鎮西町串崎北西端と同松島西端を結んだ直線の延長線との交点

キ 唐津市鎮西町串崎北西端

- ② 唐津市相賀崎東端と福岡県糸島市二丈串崎を結んだ直線以南の唐津湾の海域。ただし、唐津湾操業協定締結時に同協定を締結した支所の漁業者に限る。

- ③ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とに

よって囲まれた海域。ただし、１月１日から４月３０日までは除く。

ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識

イ 唐津市高島南東端

ウ 唐津市高島南東端から百八十度(真方位とする。)の線と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

- (２) 旧浜玉町、旧唐津市、旧鎮西町〔波戸、串浦及び馬渡島のみ〕、玄海町又は旧肥前町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①以外の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

- ① 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、１月１日から４月３０日までは除く。

ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識

イ 唐津市高島南東端

ウ 唐津市高島南東端から百八十度(真方位とする。)の線と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

- (３) 一本釣用のえさえび以外を目的として操業してはならない。
(４) 採捕した水産動植物を販売してはならない。
(５) 使用する漁具にかえし網(もどらず)を取付けてはならない

自家用えさびき網漁業 操業区域図

漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内

関係地区：旧浜玉町、旧唐津市
旧鎮西町〔波戸、串浦、馬渡島〕
玄海町、旧肥前町

(関係地区：旧呼子町、旧鎮西町)

唐津漁業協同組合を締結している漁業協同組合の
組合員のみ操業可能

操業禁止（1月1日～4月30日）

令和 5年 2月 8日

佐賀県知事 山口祥義 様

大浦浜漁業協同組合
代表理事組合長 坂口正

要 望 書

大浦浜漁業協同組合の水産振興につきましては、平素より絶大なる御指導、御支援を賜り漁業者一同深く感謝申し上げます。

さて、当組合の漁業者より、小型機船底びき網漁業「手操第2種 自家用えさびき網漁業」の新規申請許可をいただきたい旨の相談を受けております。

しかし、漁業調整規則に規定する漁業の許可方針では、申請期間以外での申請受付が出来ないことになっております。

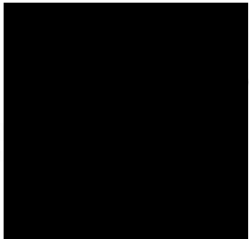
つきましては、新規での申請が出来るよう要望いたします。

最近の漁獲の減少、魚価の低迷等から漁家経営が厳しい状況になっております。少しでも漁業生産力を増加させるためにもよろしくお願いします。

水 産 第 4 4 4 2 号
令 和 5 年 2 月 2 2 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



松浦海区における共同漁業、定置漁業及び
区画漁業の漁場計画(案)について(協議)

令和5年8月31日をもって免許の存続期間が満了する松浦海区における共同
漁業、定置漁業及び区画漁業について「令和5年漁業権一斉切替における漁場
計画樹立基本方針(松浦海区)」に基づき、別添のとおり漁場計画(案)を作成しま
したので、漁業法第64条第4項の規定により貴会の意見をお聴かせください。

担当:農林水産部水産課漁業調整担当 寺田・川崎
電話 0952-25-7145

漁場計画（案）

（令和 5 年 2 月）

佐 賀 県 松 浦 海 区

共 同 漁 業

1 共同漁業

- (1) 公示番号 別表第1のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 別表第1のとおり
 - イ 漁業の名称 別表第1のとおり
 - ウ 漁業の時期 別表第1のとおり
 - エ 漁場の位置 別表第1のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第1のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで
- (5) 関係地区 別表第1のとおり

備考

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
漁場計画図 別図第1のとおり

公表番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区
松 共 第1号	第1種 共同漁業	あわび さざえ ばい あさり はまぐり もがい にし うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ えごのり	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 4月1日から 8月31日まで	唐津市浜玉町 及び唐津市鏡 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、玉島川はＪＲ筑肥線鉄橋下流端まで、横田川は横田川橋下流端までとする。 点ア 北緯 33度 28分 12秒 東経 130度 2分 22秒 (基点共第1号：佐賀県と福岡県との境界（包石）に設置した標識) 点イ 北緯 33度 28分 34秒 東経 130度 2分 8秒 (基点共第1号から長崎県老岐市芦辺町名島本島中央見通し線上、同基点から750メートルの点) 点ウ 北緯 33度 27分 8秒 東経 130度 1分 0秒 点エ 北緯 33度 26分 45秒 東経 130度 1分 3秒	団体漁業権	唐津市浜玉町
松 共 第2号	第1種 共同漁業	あわび さざえ ばい あさり はまぐり あかがい もがい たいらぎ なまこ たこ ひとえぐさ あまのり	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで	唐津市鏡から 同市タタ子江ノ 尻川に至る 間の地先	次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、松浦川は唐津市和多田の佐用蛇橋東端に設置した漁場境界標識を基点とした真方位57度44分47秒の線まで、町田川は歩道橋下流端まで、江ノ尻川は江ノ尻川橋下流端まで、その他の河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 26分 45秒 東経 130度 1分 3秒 点イ 北緯 33度 27分 2秒 東経 130度 1分 1秒 点ウ 北緯 33度 27分 38秒 東経 129度 57分 59秒 点エ 北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 57分 42秒	団体漁業権	唐津市東唐津一丁目、東唐津二丁目、東津三丁目及び東唐津四丁目
松 共 第3号	第1種 共同漁業	あわび さざえ ばい にな うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき てんぐさ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで	唐津市高島地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 北緯 33度 29分 27秒 東経 130度 0分 19秒 点イ 北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 59分 55秒 点ウ 北緯 33度 28分 21秒 東経 130度 0分 1秒 点エ 北緯 33度 28分 3秒 東経 129度 59分 37秒 点オ 北緯 33度 28分 10秒 東経 129度 58分 49秒 点カ 北緯 33度 28分 44秒 東経 129度 58分 48秒 点キ 北緯 33度 29分 4秒 東経 129度 59分 2秒 点ク 北緯 33度 29分 13秒 東経 129度 59分 44秒	団体漁業権	唐津市高島
松 共 第24号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし さざえ ばい あさり はまぐり うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ えごのり かじめ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 4月1日から 8月31日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市島島周 辺から同市蒲 崎通りと佐志 との境界に至 る間の地先 及び 唐津市妙見と 同市佐志の境 界から同市鳩 川と同市相賀 の境界に至る 間の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ直線とコ、サ、シ、ス、セ及びソの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、佐志川は八幡橋下流端まで、浦川は浦川橋下流端まで、その他の河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 28分 11秒 東経 129度 58分 1秒 点イ 北緯 33度 27分 43秒 東経 129度 58分 11秒 点ウ 北緯 33度 27分 40秒 東経 129度 58分 50秒 点エ 北緯 33度 28分 5秒 東経 129度 58分 57秒 点オ 北緯 33度 28分 16秒 東経 129度 58分 31秒 点カ 北緯 33度 29分 22秒 東経 129度 58分 15秒 点キ 北緯 33度 29分 19秒 東経 129度 57分 25秒 点ク 北緯 33度 29分 59秒 東経 129度 57分 44秒 点ケ 北緯 33度 30分 7秒 東経 129度 57分 7秒 点コ 北緯 33度 28分 28秒 東経 129度 56分 33秒 点サ 北緯 33度 28分 42秒 東経 129度 56分 34秒 点シ 北緯 33度 29分 1秒 東経 129度 56分 51秒 点ス 北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 57分 21秒 点セ 北緯 33度 29分 7秒 東経 129度 57分 29秒 点ソ 北緯 33度 29分 1秒 東経 129度 57分 40秒	団体漁業権	唐津市西唐津唐津市大島唐津市唐房
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網 雑魚かご いかかご あなごかご (うけ含む.) うなぎかご (うけ含む.)	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 4月1日から 7月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで				

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区
松 共 第6号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市相賀地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市相賀
		さざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業 1月1日から 12月31日まで		点ア 北緯 33度 30分 7秒 東経 129度 57分 7秒 点イ 北緯 33度 29分 59秒 東経 129度 57分 44秒 点ウ 北緯 33度 30分 32秒 東経 129度 58分 32秒 点エ 北緯 33度 31分 5秒 東経 129度 58分 25秒 点オ 北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 57分 55秒 点カ 北緯 33度 31分 8秒 東経 129度 57分 24秒		
		にな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		はまぐり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 4月1日から 8月31日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 4月1日から 7月31日まで				
		あなごかご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		(うけ含む。)					
松 共 第7号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市神集島 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	団体漁業権	唐津市神集島
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで		点ア 北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 57分 55秒 点イ 北緯 33度 31分 39秒 東経 129度 59分 22秒 点ウ 北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 59分 20秒 点エ 北緯 33度 32分 57秒 東経 129度 58分 32秒 点オ 北緯 33度 32分 36秒 東経 129度 57分 39秒 点カ 北緯 33度 31分 45秒 東経 129度 57分 41秒 東経 129度 57分 41秒		
		にな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 4月1日から 8月31日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第8号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市湊町と 同市相賀の境 界から同市屋 形石と同市呼 子町との境界 に至る間の地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市湊町及 び同市屋形石
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで		点ア 北緯 33度 31分 8秒 東経 129度 57分 24秒 点イ 北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 57分 55秒 点ウ 北緯 33度 31分 45秒 東経 129度 57分 41秒 点エ 北緯 33度 32分 36秒 東経 129度 57分 39秒 点オ 北緯 33度 33分 14秒 東経 129度 55分 21秒 点カ 北緯 33度 32分 31秒 東経 129度 55分 2秒		
		ばい	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		にな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		はまぐり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 4月1日から 8月31日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あなごかご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第9号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市屋形石 と同市呼子町 との境界から 同市呼子町大 字呼子と同町 大字小友との 境界に至る間 の地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市呼子町 大字小友、大 字呼子
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで		点ア 北緯 33度 32分 31秒 東経 129度 55分 2秒 点イ 北緯 33度 33分 15秒 東経 129度 55分 21秒 点ウ 北緯 33度 33分 23秒 東経 129度 54分 35秒 点エ 北緯 33度 33分 20秒 東経 129度 54分 10秒 点オ 北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 54分 4秒		
		ばい	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 4月1日から 7月31日まで				
松 共 第10号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市呼子町 大字小友と同 町大字呼子と の境界から同 市呼子町と同 市鎮西町との 境界に至る間 の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市呼子町 大字呼子
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで		点ア 北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 54分 4秒 点イ 北緯 33度 33分 20秒 東経 129度 54分 10秒 点ウ 北緯 33度 33分 17秒 東経 129度 53分 53秒 点エ 北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 52分 40秒 点オ 北緯 33度 31分 49秒 東経 129度 52分 55秒 点カ 北緯 33度 31分 36秒 東経 129度 52分 51秒 点キ 北緯 33度 31分 35秒 東経 129度 53分 2秒		
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 4月1日から 7月31日まで				

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区
松 共 第11号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし きざえ にな うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ かじめ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市呼子町 加部島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 北緯 33度 33分 23秒 東経 129度 54分 35秒 点イ 北緯 33度 33分 43秒 東経 129度 54分 36秒 点ウ 北緯 33度 34分 34秒 東経 129度 52分 54秒 点エ 北緯 33度 33分 53秒 東経 129度 52分 7秒 点オ 北緯 33度 32分 39秒 東経 129度 52分 8秒 点カ 北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 52分 40秒 点キ 北緯 33度 33分 17秒 東経 129度 53分 53秒	団体漁業権	唐津市呼子町 大字加部島
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第12号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし きざえ にな うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ かじめ かめめ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 小川島地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 北緯 33度 36分 29秒 東経 129度 54分 31秒 点イ 北緯 33度 34分 48秒 東経 129度 54分 59秒 点ウ 北緯 33度 34分 27秒 東経 129度 54分 20秒 点エ 北緯 33度 35分 30秒 東経 129度 53分 3秒 点オ 北緯 33度 36分 47秒 東経 129度 53分 9秒	団体漁業権	唐津市呼子町 小川島
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網 いかかご	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 4月1日から 7月31日まで				
松 共 第13号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし きざえ にな あさり うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ かじめ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 と同市呼子町 の境界から同 市鎮西町波戸 魚見鼻水流れ に至る間の地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 31分 37秒 東経 129度 52分 42秒 点イ 北緯 33度 31分 36秒 東経 129度 52分 51秒 点ウ 北緯 33度 31分 49秒 東経 129度 52分 55秒 点エ 北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 52分 40秒 点オ 北緯 33度 32分 39秒 東経 129度 52分 8秒 点カ 北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 52分 8秒 点キ 北緯 33度 32分 37秒 東経 129度 51分 32秒	団体漁業権	唐津市鎮西町 大字名護屋
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網 いか敷網 雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 4月30日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第14号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし きざえ にな いがい うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ えこのり かじめ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 4月1日から 8月31日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 魚見鼻水流れ から寺田川に 至る間の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 32分 37秒 東経 129度 51分 32秒 点イ 北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 52分 8秒 点ウ 北緯 33度 33分 16秒 東経 129度 52分 7秒 点エ 北緯 33度 33分 59秒 東経 129度 51分 20秒 点オ 北緯 33度 33分 57秒 東経 129度 50分 21秒 点カ 北緯 33度 33分 3秒 東経 129度 50分 31秒 点キ 北緯 33度 32分 56秒 東経 129度 50分 57秒	団体漁業権	唐津市鎮西町 大字波戸
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網 雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第15号	第1種 共同漁業	あわび とこぶし きざえ にな あさり うに なまこ たこ わかめ ふのり ひじき もずく ひとえぐさ あまのり てんぐさ かじめ	漁業 12月21日から翌年10月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 10月1日から翌年3月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 12月1日から翌年7月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 11月1日から翌年5月31日まで 漁業 2月1日から 6月30日まで 漁業 10月1日から翌年6月30日まで 漁業 10月1日から翌年4月30日まで 漁業 2月1日から 9月30日まで 漁業 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 寺田川川口か ら同町串崎に 至る間の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 32分 56秒 東経 129度 50分 57秒 点イ 北緯 33度 33分 3秒 東経 129度 50分 31秒 点ウ 北緯 33度 31分 54秒 東経 129度 49分 49秒 点エ 北緯 33度 31分 28秒 東経 129度 50分 25秒	団体漁業権	唐津市鎮西町 大字名護屋及 び大字串
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 雑魚磯建網 雑魚かご いかかご	漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 1月1日から 12月31日まで 漁業 2月1日から 4月30日まで				

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区
松 共 第16号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市鎮西町 加唐島及び松 島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	団体漁業権	唐津市鎮西町 加唐島及び松 島
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		きざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いがい	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 1月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 1月20日から 4月15日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第17号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市鎮西町 馬渡島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	団体漁業権	唐津市鎮西町 馬渡島
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		きざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 1月1日から 6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第18号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	唐津市鎮西町 串崎から東松 浦郡玄海町直 賀崎に至る間 の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとし、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域は除く。	団体漁業権	唐津市鎮西町 大字串及び東 松浦郡玄海町 大字今村
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		きざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		かき	漁業 11月1日から翌年3月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		あかもく	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		もずく	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 4月1日から 8月31日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 2月1日から 4月30日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第19号	第1種 共同漁業	あわび	漁業 12月21日から翌年10月31日まで	東松浦郡玄海 町直賀崎から 同町島ノ鼻山 南端に至る間 の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとし、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域は除く。	団体漁業権	東松浦郡玄海 町大字今村及 び大字飯屋
		とこぶし	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		きざえ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いな	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		かき	漁業 11月1日から翌年3月31日まで				
		うに	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業 10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業 12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業 11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業 2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業 10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業 2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業 4月1日から 8月31日まで				
		かじめ	漁業 12月1日から翌年8月31日まで				
		すじあおのり	漁業 10月1日から翌年4月30日まで				
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 2月1日から 4月30日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚小型定置網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業 1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業 2月1日から 4月30日まで				
		あなごかご (うけ含む。)	漁業 1月1日から 12月31日まで				

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	
松 共 第20号	第1種 共同漁業	あわび	漁業	12月21日から翌年10月31日まで	東松浦郡玄海町牟形から唐津市肥前町大崎に至る間の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、座川は唐津市肥前町木場ノ元に設置した標識から真方位31度00分の線まで、その他の河川は河口までとする。	団体漁業権	東松浦郡玄海町大字牟形並びに唐津市肥前町大字鶴牧及び大字納所
		とこぶし	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		にな	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		かき	漁業	11月1日から翌年3月31日まで				
		あこやがい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		いがい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業	4月1日から 8月31日まで				
	かじめ	漁業	12月1日から翌年8月31日まで					
	すじあおのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業	1月20日から 4月15日まで				
あなごかご (うけ含む。)		漁業	1月1日から 12月31日まで					
しろうおやな		漁業	2月1日から 4月30日まで					
松 共 第21号	第1種 共同漁業	あわび	漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市肥前町大崎から阿漕に至る間の地先及び同町向島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業権	唐津市肥前町大字納所、大字人野、大字屋賀、大字晴気、大字向島及び大字田野
		とこぶし	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		さざえ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ばい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		にな	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		かき	漁業	11月1日から翌年3月31日まで				
		あこやがい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		いがい	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		わかめ	漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひじき	漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで				
		あまのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで				
		てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで				
		えごのり	漁業	4月1日から 8月31日まで				
	かじめ	漁業	12月1日から翌年8月31日まで					
	すじあおのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご	漁業	1月1日から 12月31日まで				
		いかかご	漁業	1月20日から 4月15日まで				
あなごかご (うけ含む。)		漁業	1月1日から 12月31日まで					
しろうお四つ手網		漁業	2月1日から 4月30日まで					

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区
松 共 第22号	第1種 共同漁業	にな 漁業 あさり 漁業 かき 漁業 あこやがい 漁業 たいらぎ 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 もずく 漁業 ひとえぐさ 漁業 てんぐさ 漁業 えごのり 漁業 すじあおのり 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 11月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 2月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 2月1日から 9月30日まで 4月1日から 8月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで	唐津市肥前町 満越から同町 湯の浦に至る 間の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 24分 51秒 東経 129度 49分 59秒 (基点共第32号：唐津市肥前町上ヶ倉と同町瓜ヶ坂 との境界に設置した標識) 点イ 北緯 33度 24分 36秒 東経 129度 49分 51秒 (基点共第32号から真方位 200度00分の線上の長崎県 松浦市福島町対岸と同基点との中央点) 点ウ 北緯 33度 23分 34秒 東経 129度 51分 40秒 (基点共第33号と長崎県松浦市福島町四十ヶ島東端を 結んだ直線の中央点) 点エ 北緯 33度 23分 36秒 東経 129度 51分 53秒 (基点共第33号：唐津市肥前町と伊万里市波多津町 との境界に設置した標識)	団体漁業権	唐津市肥前町 大字大浦
	第2種 共同漁業	雑魚磯建網 漁業 雑魚かご 漁業 いかかご 漁業 あなごかご (うけ含む。) 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月20日から 4月15日まで 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第23号	第1種 共同漁業	あさり 漁業 かき 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 もずく 漁業 ひとえぐさ 漁業 てんぐさ 漁業	1月1日から 12月31日まで 11月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 2月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 2月1日から 9月30日まで	伊万里市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ 直線、ケ及びコを結んだ直線、最大高潮時海岸線とによって囲ま れた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 23分 36秒 東経 129度 51分 53秒 (基点共第33号：唐津市肥前町と伊万里市波多津町 との境界に設置した標識) 点イ 北緯 33度 23分 34秒 東経 129度 51分 40秒 (基点共第33号と長崎県松浦市福島町四十ヶ島東端を 結んだ直線の中央点) 点ウ 北緯 33度 22分 55秒 東経 129度 51分 49秒 (伊万里市波多津町戸釈鼻北端と長崎県松浦市福島町 瀬山島東端を結んだ直線の中央点) 点エ 北緯 33度 22分 22秒 東経 129度 51分 26秒 (伊万里市波多津町と長崎県松浦市福島町に架る福島 橋の中央点) 点オ 北緯 33度 21分 50秒 東経 129度 50分 41秒 (伊万里市波多津町炭屋崎北西端と長崎県松浦市福島町 砥石鼻東南端を結んだ直線の中央点) 点カ 北緯 33度 20分 42秒 東経 129度 49分 47秒 (長崎県松浦市福島町白岩鼻南端から伊万里市黒川町 骨蓬岳山頂見通し線上、同白岩鼻から 1,600メートル の点) 点キ 北緯 33度 20分 23秒 東経 129度 48分 28秒 (基点共第36号から伊万里市黒川町骨蓬岳山頂見通し線 上、同基点から 1,500メートルの点) 点ク 北緯 33度 20分 26秒 東経 129度 47分 27秒 (基点共第36号：佐賀県と長崎県との境界に設置し た標識) 点ケ 北緯 33度 20分 15秒 東経 129度 47分 33秒 (基点共第35号：伊万里市山代町浦ノ崎佐代川左岸 北西角に設置した標識) 点コ 北緯 33度 20分 32秒 東経 129度 50分 38秒 (基点共第34号：伊万里市黒川町福田字浦濁1290番 地吉が浦島に設置した標識)	団体漁業権	伊万里市
	第2種 共同漁業	雑魚磯建網 漁業 雑魚かご 漁業 いかかご 漁業 あなごかご (うけ含む。) 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 4月1日から 7月31日まで 1月1日から 12月31日まで				

定 置 漁 業

2 定置漁業

- (1) 公示番号 別表第2のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 定置漁業
 - イ 漁業の名称 別表第2のとおり
 - ウ 漁業の時期 別表第2のとおり
 - エ 漁場の位置 別表第2のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第2のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで
- (5) 関係地区 別表第2のとおり

備考

- 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図第1のとおり

別表第2

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の引	備考
松定第1号	雑魚落網漁業	1月1日から12月31日まで	唐津市神集島 黒瀬地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度31分55秒 東経 129度58分37秒 点イ：北緯 33度32分 7秒 東経 129度58分59秒 点ウ：北緯 33度31分46秒 東経 129度59分 7秒 点エ：北緯 33度31分51秒 東経 129度58分35秒	唐津市神集島	個別漁業権	旧松定第1号
松定第2号	雑魚落網漁業	1月1日から12月31日まで	唐津市加唐島 大泊地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度36分19秒 東経 129度51分38秒 点イ：北緯 33度36分14秒 東経 129度51分59秒 点ウ：北緯 33度36分25秒 東経 129度52分 5秒 点エ：北緯 33度36分38秒 東経 129度51分59秒 点オ：北緯 33度36分35秒 東経 129度51分51秒 点カ：北緯 33度36分27秒 東経 129度51分50秒 点キ：北緯 33度36分27秒 東経 129度51分46秒	唐津市鎮西町 加唐島	個別漁業権	旧松定第2号

区 画 漁 業
(そ の 1)

3 区画漁業（その1）

（1） 公示番号 別表第3のとおり

（2） 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 第1種区画漁業

イ 漁業の名称 別表第3のとおり

ウ 漁業の時期 別表第3のとおり

エ 漁場の位置 別表第3のとおり

オ 漁場の区域 別表第3のとおり

（3） 制限又は条件

ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない。

イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない。

ウ わかめ養殖業においては、毎年5月31日までに養殖施設を除去しなければならない。

エ くろまぐろ養殖については、当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。

ただし、生け簀の総面積が2,600平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

形状： 円形

正八角形

規格： 直径30メートル

直径30メートル

台数： 1台

3台

（3） 免許予定日 令和5年9月1日

（4） 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで

（5） 関係地区 別表3のとおり

備考

存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

ただし、真珠養殖業は令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

漁場計画図 別図第2のとおり

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第201号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年4月30日 まで	唐津市浜玉町 洲上地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 11秒 点エ：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 06秒	唐津市浜玉町	団体漁業権	旧松区 第201号
松 区 第202号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 16秒 東経 129度 58分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 14秒 東経 129度 58分 10秒 点ウ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 08秒 点エ：北緯 33度 28分 18秒 東経 129度 58分 12秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	新規漁業権 旧松区 第301号 の一部
松 区 第203号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 36秒 点イ：北緯 33度 29分 05秒 東経 129度 57分 34秒 点ウ：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 29秒 点エ：北緯 33度 29分 10秒 東経 129度 57分 31秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	新規漁業権 旧松区 第302号 の一部
松 区 第204号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市唐房地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び クの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 14秒 点イ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 25秒 点ウ：北緯 33度 28分 40秒 東経 129度 56分 35秒 点エ：北緯 33度 28分 36秒 東経 129度 56分 31秒 点オ：北緯 33度 28分 46秒 東経 129度 56分 20秒 点カ：北緯 33度 28分 45秒 東経 129度 56分 19秒 点キ：北緯 33度 28分 46秒 東経 129度 56分 18秒 点ク：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 14秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第202号 時期変更
松 区 第205号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市唐房地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 18秒 点ウ：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 18秒 点エ：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 15秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第203号 時期変更
松 区 第206号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 10秒 点イ：北緯 33度 29分 57秒 東経 129度 57分 12秒 点ウ：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 15秒 点エ：北緯 33度 29分 53秒 東経 129度 57分 14秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第204号 時期変更

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第251号	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 波戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 39秒 東経 129度 51分 30秒 点イ：北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 33秒 点ウ：北緯 33度 32分 40秒 東経 129度 51分 35秒 点エ：北緯 33度 32分 38秒 東経 129度 51分 32秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第251号
松 区 第252号	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 小波戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 35秒 点イ：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 37秒 点ウ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 37秒 点エ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 35秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第252号
松 区 第253号	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋米納戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 50分 48秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点オ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 51分 01秒	唐津市鎮西町 名護屋（南 区、北区を 除く）	団体漁業権	旧松区 第253号 区域変更

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第301号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市 神集島地先	次のア及びイの各点を順次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 58分 01秒 点イ：北緯 33度 32分 15秒 東経 129度 57分 56秒	唐津市神集島	団体漁業権	旧松区 第304号
松 区 第302号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 殿の浦字ワタリ 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 12秒 東経 129度 52分 57秒 点イ：北緯 33度 32分 06秒 東経 129度 52分 55秒 点ウ：北緯 33度 32分 07秒 東経 129度 52分 51秒 点エ：北緯 33度 32分 13秒 東経 129度 52分 54秒	唐津市呼子町 呼子	団体漁業権	旧松区 第305号
松 区 第303号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 33分 10秒 東経 129度 53分 40秒 点イ：北緯 33度 33分 09秒 東経 129度 53分 39秒 点ウ：北緯 33度 33分 12秒 東経 129度 53分 33秒 点エ：北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 35秒	唐津市呼子町 加部島片村 及び杉村地区	団体漁業権	旧松区 第306号
松 区 第304号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島田の下 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 33分 00秒 東経 129度 53分 18秒 点イ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 53分 10秒 点ウ：北緯 33度 32分 55秒 東経 129度 53分 09秒 点エ：北緯 33度 33分 01秒 東経 129度 53分 16秒	唐津市呼子町 加部島片村 及び杉村地区	団体漁業権	旧松区 第307号
松 区 第305号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島片島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 32分 55秒 東経 129度 53分 08秒 点イ：北緯 33度 32分 53秒 東経 129度 53分 09秒 点ウ：北緯 33度 32分 44秒 東経 129度 52分 58秒 点エ：北緯 33度 32分 50秒 東経 129度 52分 54秒	唐津市呼子町 加部島片島 地区	団体漁業権	旧松区 第308号
松 区 第306号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋方柄浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 52分 29秒 点イ：北緯 33度 32分 13秒 東経 129度 52分 25秒 点ウ：北緯 33度 32分 18秒 東経 129度 52分 16秒 点エ：北緯 33度 32分 22秒 東経 129度 52分 21秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第309号
松 区 第307号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 21秒 東経 129度 52分 15秒 点イ：北緯 33度 32分 19秒 東経 129度 52分 13秒 点ウ：北緯 33度 32分 24秒 東経 129度 52分 02秒 点エ：北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 52分 04秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第310号
松 区 第308号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア及びイを結んだ直線と、ウ、エ、 オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線 と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 48秒 東経 129度 51分 12秒 点イ：北緯 33度 30分 40秒 東経 129度 51分 19秒 点ウ：北緯 33度 30分 39秒 東経 129度 51分 20秒 点エ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 19秒 点オ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 13秒 点カ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 05秒 点キ：北緯 33度 30分 52秒 東経 129度 50分 56秒 点ク：北緯 33度 30分 54秒 東経 129度 50分 58秒	東松浦郡 玄海町 大字今村	団体漁業権	旧松区 第313号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第309号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 01秒 東経 129度 50分 43秒 点イ：北緯 33度 31分 00秒 東経 129度 50分 46秒 点ウ：北緯 33度 30分 58秒 東経 129度 50分 44秒 点エ：北緯 33度 31分 00秒 東経 129度 50分 42秒	東松浦郡 玄海町 大字今村	団体漁業権	旧松区 第314号
松 区 第310号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋高岩鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 03秒 点イ：北緯 33度 28分 22秒 東経 129度 50分 02秒 点ウ：北緯 33度 28分 25秒 東経 129度 49分 57秒 点エ：北緯 33度 28分 26秒 東経 129度 49分 58秒	東松浦郡 玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第315号
松 区 第311号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 59秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 27分 53秒 東経 129度 50分 49秒 点ウ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 32秒 点エ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 50分 40秒 点オ：北緯 33度 28分 08秒 東経 129度 50分 47秒 点カ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 50秒 点キ：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 51秒	東松浦郡 玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第316号
松 区 第312号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 59秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 27分 53秒 東経 129度 51分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 49秒 東経 129度 51分 07秒 点エ：北緯 33度 27分 55秒 東経 129度 50分 51秒	東松浦郡 玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第317号
松 区 第313号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島西側 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 38秒 点イ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 36秒 点ウ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 35秒 点エ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 37秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第318号
松 区 第314号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 納所佐久目鼻 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 20秒 東経 129度 49分 38秒 点イ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 49分 32秒 点ウ：北緯 33度 28分 21秒 東経 129度 49分 30秒 点エ：北緯 33度 28分 24秒 東経 129度 49分 35秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第319号
松 区 第315号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 星賀ヤケ崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 26分 25秒 東経 129度 47分 59秒 点イ：北緯 33度 26分 19秒 東経 129度 47分 49秒 点ウ：北緯 33度 26分 22秒 東経 129度 47分 44秒 点エ：北緯 33度 26分 27秒 東経 129度 47分 56秒	唐津市肥前町 星賀及び 伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第322号
松 区 第316号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野クビキ島 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 25分 59秒 東経 129度 48分 27秒 点イ：北緯 33度 26分 01秒 東経 129度 48分 30秒 点ウ：北緯 33度 25分 57秒 東経 129度 48分 32秒 点エ：北緯 33度 25分 58秒 東経 129度 48分 28秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第323号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第317号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 田野松島東側 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 38秒 点イ：北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 38秒 点ウ：北緯 33度 25分 38秒 東経 129度 48分 41秒 点エ：北緯 33度 25分 36秒 東経 129度 48分 41秒 点オ：北緯 33度 25分 36秒 東経 129度 48分 39秒 点カ：北緯 33度 25分 37秒 東経 129度 48分 39秒	唐津市肥前町 田野	団体漁業権	旧松区 第324号 縮小
松 区 第318号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 田野阿漕上倉 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 45秒 東経 129度 50分 00秒 点イ：北緯 33度 24分 40秒 東経 129度 49分 58秒 点ウ：北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 49分 54秒 点エ：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 56秒	唐津市肥前町 田野	団体漁業権	旧松区 第325号
松 区 第319号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 瓜ヶ坂こわじろ 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 50分 16秒 点イ：北緯 33度 24分 30秒 東経 129度 50分 12秒 点ウ：北緯 33度 24分 37秒 東経 129度 49分 57秒 点エ：北緯 33度 24分 49秒 東経 129度 50分 01秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第326号
松 区 第320号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町平串 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線とカ及びアの各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 56秒 点イ：北緯 33度 22分 51秒 東経 129度 51分 49秒 点ウ：北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 47秒 点エ：北緯 33度 23分 06秒 東経 129度 51分 45秒 点オ：北緯 33度 23分 08秒 東経 129度 51分 53秒 点カ：北緯 33度 22分 59秒 東経 129度 51分 55秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第328号
松 区 第351号	くろまぐろ 小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 23秒 東経 129度 52分 16秒 点イ：北緯 33度 32分 21秒 東経 129度 52分 15秒 点ウ：北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 52分 04秒 点エ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 52分 06秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第351号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第401号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 33分 14秒 東経 129度 53分 25秒 点イ：北緯 33度 33分 14秒 東経 129度 53分 26秒 点ウ：北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 26秒 点エ：北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 25秒	唐津市呼子町 加部島	団体漁業権	旧松区 第401号
松 区 第402号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 小川島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 35分 36秒 東経 129度 53分 51秒 点イ：北緯 33度 35分 35秒 東経 129度 53分 51秒 点ウ：北緯 33度 35分 35秒 東経 129度 53分 49秒 点エ：北緯 33度 35分 36秒 東経 129度 53分 49秒	唐津市呼子町 小川島	団体漁業権	旧松区 第403号 区画縮小
松 区 第403号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋方柄浦 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によってによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 14秒 東経 129度 52分 16秒 点イ：北緯 33度 32分 16秒 東経 129度 52分 17秒 点ウ：北緯 33度 32分 18秒 東経 129度 52分 13秒 点エ：北緯 33度 32分 16秒 東経 129度 52分 12秒 点オ：北緯 33度 32分 15秒 東経 129度 52分 14秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第404号 区画縮小
松 区 第404号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 小波戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 57秒 東経 129度 51分 35秒 点イ：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 37秒 点ウ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 37秒 点エ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 35秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第406号
松 区 第405号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 波戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 42秒 東経 129度 51分 30秒 点イ：北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 31秒 点ウ：北緯 33度 32分 40秒 東経 129度 51分 30秒 点エ：北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 29秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第407号
松 区 第406号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 波戸地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 46秒 東経 129度 51分 30秒 点イ：北緯 33度 32分 47秒 東経 129度 51分 32秒 点ウ：北緯 33度 32分 46秒 東経 129度 51分 33秒 点エ：北緯 33度 32分 44秒 東経 129度 51分 34秒 点オ：北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 51分 32秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第408号
松 区 第407号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋米納戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 50分 48秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点オ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 51分 01秒	唐津市鎮西町 名護屋（南区、北区を除く）	団体漁業権	旧松区 第409号
松 区 第408号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 串	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 24秒 東経 129度 51分 14秒 点イ：北緯 33度 31分 25秒 東経 129度 51分 09秒 点ウ：北緯 33度 31分 29秒 東経 129度 51分 10秒 点エ：北緯 33度 31分 28秒 東経 129度 51分 15秒	唐津市鎮西町 名護屋（南区、北区を除く）及び串	団体漁業権	旧松区 第410号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第409号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 24秒 点イ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 21秒 点ウ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 21秒 点エ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 24秒	東松浦郡玄海 町大字今村	団体漁業権	旧松区 第507号 の一部
松 区 第410号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋福浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 06秒 点イ：北緯 33度 28分 22秒 東経 129度 50分 06秒 点ウ：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 04秒 点エ：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 05秒	東松浦郡玄海 町大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第415号
松 区 第411号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野サヤ崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 47分 59秒 点イ：北緯 33度 27分 31秒 東経 129度 48分 04秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 48分 05秒 点エ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 48分 00秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野 星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第320号 第417号の 一部

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第501号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 16秒 東経 129度 58分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 14秒 東経 129度 58分 10秒 点ウ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 20秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	新規漁業権 旧松区 第301号 の一部
松 区 第502号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 11秒 東経 129度 57分 31秒 点イ：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 29秒 点ウ：北緯 33度 29分 12秒 東経 129度 57分 26秒 点エ：北緯 33度 29分 13秒 東経 129度 57分 27秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	新規漁業権 旧松区 第302号 の一部
松 区 第503号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 51秒 東経 129度 56分 16秒 点イ：北緯 33度 28分 51秒 東経 129度 56分 18秒 点ウ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 18秒 点エ：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 15秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第501号
松 区 第504号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 39秒 東経 129度 56分 57秒 点イ：北緯 33度 29分 47秒 東経 129度 57分 04秒 点ウ：北緯 33度 29分 45秒 東経 129度 57分 07秒 点エ：北緯 33度 29分 37秒 東経 129度 57分 00秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第502号
松 区 第505号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 47秒 東経 129度 57分 04秒 点イ：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 10秒 点ウ：北緯 33度 29分 53秒 東経 129度 57分 14秒 点エ：北緯 33度 29分 45秒 東経 129度 57分 07秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第503号
松 区 第506号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋野元地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 12秒 東経 129度 52分 36秒 点イ：北緯 33度 31分 06秒 東経 129度 52分 35秒 点ウ：北緯 33度 31分 06秒 東経 129度 52分 31秒 点エ：北緯 33度 31分 13秒 東経 129度 52分 32秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第504号
松 区 第507号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋野元地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 22秒 東経 129度 52分 43秒 点イ：北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 52分 41秒 点ウ：北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 52分 40秒 点エ：北緯 33度 31分 22秒 東経 129度 52分 41秒	唐津市鎮西町 名護屋（南 区、北区を 除く）	団体漁業権	旧松区 第505号
松 区 第508号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 14秒 点イ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 20秒 点ウ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 20秒 点エ：北緯 33度 30分 41秒 東経 129度 51分 18秒	東松浦郡玄海 町大字今村 及び唐津市 鎮西町串	団体漁業権	旧松区 第506号
松 区 第509号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 24秒 点イ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 21秒 点ウ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 24秒 点エ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 21秒	東松浦郡玄海 町大字今村	団体漁業権	旧松区 第507号 縮小

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第510号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 19秒 点イ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 19秒 点ウ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 12秒 点エ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 13秒	東松浦郡玄海 町大字今村	団体漁業権	新規 第508号 拡大
松 区 第511号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ 直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 46秒 東経 129度 51分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 54秒 東経 129度 51分 13秒 点ウ：北緯 33度 27分 50秒 東経 129度 51分 20秒 点エ：北緯 33度 27分 42秒 東経 129度 51分 14秒	東松浦郡玄海 町大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第509号
松 区 第512号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ 直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 05秒 東経 129度 51分 04秒 点イ：北緯 33度 27分 58秒 東経 129度 51分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 54秒 東経 129度 51分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 01秒 東経 129度 51分 00秒	東松浦郡玄海 町大字飯屋	団体漁業権	新規
松 区 第513号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 52秒 点イ：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 51秒 点ウ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 50秒 点エ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 51秒	東松浦郡玄海 町大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第510号 拡大
松 区 第514号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 大字浜野浦水ノ 浦	次のア、イ、及びウの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 29分 22秒 東経 129度 50分 05秒 点イ：北緯 33度 29分 18秒 東経 129度 50分 05秒 点ウ：北緯 33度 29分 14秒 東経 129度 50分 12秒	東松浦郡玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第511号
松 区 第515号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島地先	次のア及びイを結んだ直線とウ、エ、 オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ 直線とケ及びコを結んだ直線と最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 51秒 点イ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 51秒 点ウ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点エ：北緯 33度 26分 55秒 東経 129度 50分 42秒 点オ：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 26秒 点カ：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 32秒 点キ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 35秒 点ク：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 50分 43秒 点ケ：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 50分 46秒 点ア：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 54秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第604号
松 区 第516号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野サヤ崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点 を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 48分 05秒 点イ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 48分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 19秒 東経 129度 48分 07秒 点エ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 48分 01秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第320号 第417号の 一部
松 区 第517号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 晴気地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ 直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区 域 点ア：北緯 33度 26分 03秒 東経 129度 48分 39秒 点イ：北緯 33度 26分 01秒 東経 129度 48分 35秒 点ウ：北緯 33度 26分 03秒 東経 129度 48分 19秒 点エ：北緯 33度 26分 07秒 東経 129度 48分 20秒	唐津市肥前町 入野	団体漁業権	旧松区 第513号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第518号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 人野仏島地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 50秒 東経 129度 48分 46秒 点イ：北緯 33度 25分 48秒 東経 129度 48分 44秒 点ウ：北緯 33度 25分 51秒 東経 129度 48分 40秒 点エ：北緯 33度 25分 53秒 東経 129度 48分 42秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 暗気及び向島	団体漁業権	旧松区 第514号
松 区 第519号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 牛島南西側地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 53秒 東経 129度 48分 22秒 点イ：北緯 33度 25分 42秒 東経 129度 48分 38秒 点ウ：北緯 33度 25分 37秒 東経 129度 48分 33秒 点エ：北緯 33度 25分 47秒 東経 129度 48分 19秒 点オ：北緯 33度 25分 52秒 東経 129度 48分 21秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 暗気及び向島	団体漁業権	旧松区 第515号
松 区 第520号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 田野阿漕上倉 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 56秒 点イ：北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 49分 54秒 点ウ：北緯 33度 24分 44秒 東経 129度 49分 52秒 点エ：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 54秒	唐津市肥前町 田野	団体漁業権	旧松区 第516号
松 区 第521号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 高卑地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を 順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 26秒 東経 129度 49分 16秒 点イ：北緯 33度 25分 27秒 東経 129度 49分 13秒 点ウ：北緯 33度 25分 25秒 東経 129度 49分 12秒 点エ：北緯 33度 25分 24秒 東経 129度 49分 15秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第517号
松 区 第522号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 高卑地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を 順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 41秒 東経 129度 48分 39秒 点イ：北緯 33度 25分 41秒 東経 129度 48分 41秒 点ウ：北緯 33度 25分 38秒 東経 129度 48分 41秒 点エ：北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 39秒 点オ：北緯 33度 25分 40秒 東経 129度 48分 38秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第324号 の一部
松 区 第523号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦折口ノ浦	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結 んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 13秒 点イ：北緯 33度 24分 08秒 東経 129度 51分 11秒 点ウ：北緯 33度 24分 12秒 東経 129度 51分 00秒 点エ：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 51分 03秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第518号 拡大
松 区 第524号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦島山島東 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 33秒 点イ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 39秒 点ウ：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 34秒 点エ：北緯 33度 24分 06秒 東経 129度 51分 31秒 点オ：北緯 33度 24分 07秒 東経 129度 51分 31秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第519号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第525号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越亀地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケ の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 37秒 東経 129度 51分 38秒 点イ：北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 51分 44秒 点ウ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 43秒 点エ：北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 41秒 点オ：北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 38秒 点カ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 51分 36秒 点キ：北緯 33度 24分 32秒 東経 129度 51分 39秒 点ク：北緯 33度 24分 36秒 東経 129度 51分 39秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第520号 拡大
松 区 第526号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦津倉浦	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ 直線とカ及びキの各点を結んだ直線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 60秒 点イ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 47秒 点ウ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 48秒 点エ：北緯 33度 24分 32秒 東経 129度 51分 47秒 点オ：北緯 33度 24分 31秒 東経 129度 51分 50秒 点カ：北緯 33度 24分 29秒 東経 129度 51分 51秒 点キ：北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 51秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第521号
松 区 第527号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦下中浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線とカ及びキの各点を結んだ直線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 51分 58秒 点イ：北緯 33度 24分 23秒 東経 129度 52分 03秒 点ウ：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 52分 07秒 点エ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 52分 02秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第522号
松 区 第528号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越みのば 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順 次に結んだ直線とキ及びクの点を結んだ直線 と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 41秒 点イ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 42秒 点ウ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 43秒 点エ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 40秒 点オ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 39秒 点カ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 33秒 点キ：北緯 33度 24分 18秒 東経 129度 51分 25秒 点ク：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 51分 26秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第523号 拡大
松 区 第529号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字杉の浦 帆立島南側地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線とオ及びカの点を結んだ直線と最大高 潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 52秒 点イ：北緯 33度 24分 02秒 東経 129度 51分 53秒 点ウ：北緯 33度 23分 55秒 東経 129度 51分 39秒 点エ：北緯 33度 23分 58秒 東経 129度 51分 36秒 点オ：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 43秒 点カ：北緯 33度 24分 04秒 東経 129度 51分 43秒	唐津市肥前町 大字大浦	団体漁業権	旧松区 第524号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第530号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字杉の浦 杉の浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線とキ及びクの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 48秒 東経 129度 51分 59秒 点イ：北緯 33度 23分 49秒 東経 129度 51分 55秒 点ウ：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 51分 50秒 点エ：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 51分 46秒 点オ：北緯 33度 23分 52秒 東経 129度 51分 41秒 点カ：北緯 33度 23分 57秒 東経 129度 51分 50秒 点キ：北緯 33度 24分 00秒 東経 129度 52分 01秒 点ク：北緯 33度 23分 57秒 東経 129度 52分 02秒	唐津市肥前町 大字大浦	団体漁業権	旧松区 第525号
松 区 第531号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 03秒 点イ：北緯 33度 24分 12秒 東経 129度 51分 00秒 点ウ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 50分 28秒 点エ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 50分 30秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第526号
松 区 第532号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町平串 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 57秒 点イ：北緯 33度 22分 51秒 東経 129度 51分 49秒 点ウ：北緯 33度 22分 42秒 東経 129度 51分 53秒 点エ：北緯 33度 22分 44秒 東経 129度 51分 58秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第527号
松 区 第533号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線とエ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線とク、ケ及びコの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 53秒 点イ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 55秒 点ウ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 59秒 点エ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 01秒 点オ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 06秒 点カ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 51分 01秒 点キ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 51秒 点ク：北緯 33度 27分 19秒 東経 129度 50分 51秒 点ケ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 50秒 点コ：北緯 33度 27分 21秒 東経 129度 50分 51秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第528号 第652号 第653号
松 区 第534号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野ひら瀬地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 52秒 東経 129度 48分 37秒 点イ：北緯 33度 25分 50秒 東経 129度 48分 40秒 点ウ：北緯 33度 25分 59秒 東経 129度 48分 48秒 点エ：北緯 33度 25分 57秒 東経 129度 48分 41秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第529号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第551号	かきひび建て 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 大字牟形牟形浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線とオ及びカ各点を順次に結んだ最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 54秒 点イ：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 59秒 点ウ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点エ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点オ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 51秒 点カ：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 51秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	新規漁業権 旧松区 第512号
松 区 第552号	かきひび建て 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦地先	次のア、イの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 43秒 東経 129度 51分 40秒 点イ：北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 51分 35秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第551号
松 区 第553号	かきひび建て 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦下中浦地先	次のア、イの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 52分 02秒 点イ：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 52分 07秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第552号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第601号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 大字名護屋 ヨノド浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 26秒 東経 129度 51分 03秒 点イ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 31秒 東経 129度 50分 46秒	唐津市鎮西町 及び肥前町 並に 伊万里市	個別漁業権	旧松区 第601号
松 区 第602号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島 北側地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 39秒 東経 129度 51分 06秒 点イ：北緯 33度 27分 31秒 東経 129度 51分 02秒 点ウ：北緯 33度 27分 41秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 27分 47秒 東経 129度 50分 45秒	唐津市肥前町 大字鶴牧、 大字入野、 大字納所、 大字星賀及び 大字向島	個別漁業権	旧松区 第602号
松 区 第603号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島北側 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線とカ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線とケ及びコの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 33秒 点イ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 30秒 点ウ：北緯 33度 27分 37秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 27分 32秒 東経 129度 50分 53秒 点オ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 51秒 点カ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 45秒 点キ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 42秒 点ク：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 36秒 点ケ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 35秒 点コ：北緯 33度 27分 20秒	唐津市肥前町 大字鶴牧	個別漁業権	旧松区 第603号
松 区 第604号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菰津地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 12秒 点イ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 10秒 東経 129度 50分 08秒 点エ：北緯 33度 27分 09秒 東経 129度 50分 09秒	唐津市肥前町 鶴牧	個別漁業権	旧松区 第605号
松 区 第605号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菰津地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 16秒 点イ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点エ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒	唐津市肥前町 鶴牧	個別漁業権	旧松区 第606号
松 区 第606号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菰津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 21秒 点イ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 20秒 点ウ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 20秒 点エ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 18秒 点オ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 17秒 点カ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点キ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点ク：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ケ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点コ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点サ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点シ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 20秒	唐津市肥前町 鶴牧	個別漁業権	旧松区 第607号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第607号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字鶴牧トガリ 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 48秒 東経 129度 50分 17秒 点イ：北緯 33度 27分 50秒 東経 129度 50分 20秒 点ウ：北緯 33度 27分 47秒 東経 129度 50分 24秒 点エ：北緯 33度 27分 45秒 東経 129度 50分 21秒	唐津市肥前町 大字鶴牧、 大字入野、 大字星賀及び 大字向島	個別漁業権	旧松区 第608号
松 区 第608号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市郡肥前町 大字鶴牧	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 49分 40秒 点イ：北緯 33度 28分 12秒 東経 129度 49分 43秒 点ウ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 49分 57秒 点エ：北緯 33度 27分 57秒	唐津市肥前町 大字鶴牧、 大字入野、 大字星賀及び 大字向島	個別漁業権	旧松区 第609号
松 区 第609号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字星賀柿ノ浦	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 47分 57秒 点イ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 48分 02秒 点ウ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 47分 57秒 点エ：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 47分 54秒	唐津市肥前町 大字星賀	個別漁業権	旧松区 第611号
松 区 第610号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 瓜ヶ坂黒崎鼻 西側地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 50分 15秒 点イ：北緯 33度 24分 38秒 東経 129度 50分 17秒 点ウ：北緯 33度 24分 35秒 東経 129度 50分 16秒 点エ：北緯 33度 24分 34秒 東経 129度 50分 16秒 点オ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 50分 16秒 点カ：北緯 33度 24分 30秒	唐津市肥前町 大浦	個別漁業権	旧松区 第612号
松 区 第611号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字杉野浦 帆立島北西側 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線とカ及びキの点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 58秒 東経 129度 51分 36秒 点イ：北緯 33度 24分 01秒 東経 129度 51分 34秒 点ウ：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 36秒 点エ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点オ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 54秒 点カ：北緯 33度 24分 04秒 東経 129度 51分 43秒 点キ：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 43秒	唐津市肥前町 大字大浦	個別漁業権	旧松区 第616号
松 区 第612号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字湯野浦 茶釜石南側地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 52分 09秒 点イ：北緯 33度 23分 42秒 東経 129度 52分 06秒 点ウ：北緯 33度 23分 42秒 東経 129度 52分 01秒 点エ：北緯 33度 23分 43秒 東経 129度 51分 54秒 点オ：北緯 33度 23分 49秒 東経 129度 51分 55秒 点カ：北緯 33度 23分 48秒 東経 129度 52分 03秒	唐津市肥前町 大字大浦	個別漁業権	旧松区 第617号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第651号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 大字牟形新開 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順 次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによっ て囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 51分 17秒 点イ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 17秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 51分 09秒 点エ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 51分 02秒 点オ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 51分 03秒 点カ：北緯 33度 27分 01秒 東経 129度 50分 53秒 点キ：北緯 33度 27分 00秒 東経 129度 50分 55秒 点ク：北緯 33度 27分 00秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第651号
松 区 第652号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域からオ、カ、キ及びクの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域を除いた区域 点ア：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 09秒 点イ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 10秒 東経 129度 50分 08秒 点エ：北緯 33度 27分 11秒 東経 129度 50分 06秒 点オ：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒 点カ：北緯 33度 27分 11秒 東経 129度 50分 07秒 点キ：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒 点ク：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第654号
松 区 第653号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの 各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 14秒 点イ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒 点エ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒 点オ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点カ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 13秒 点キ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 14秒 点ク：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 13秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第655号
松 区 第654号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ直線 と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 18秒 点イ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 19秒 点ウ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 19秒 点エ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 20秒 点オ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点カ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点キ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ク：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ケ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点コ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点サ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 17秒 点シ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 16秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第656号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第655号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 星賀元者浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線、オ及びカを結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 35秒 東経 129度 47分 40秒 点イ：北緯 33度 27分 37秒 東経 129度 47分 42秒 点ウ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 47分 52秒 点エ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 47分 50秒 点オ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 47分 42秒 点カ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 47分 39秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 暗気及び向島	団体漁業権	旧松区 第657号
松 区 第656号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦石坂次郎鼻 地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線とエ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 51分 58秒 点イ：北緯 33度 24分 23秒 東経 129度 52分 03秒 点ウ：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 52分 01秒 点エ：北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 59秒 点オ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点カ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 50秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第658号
松 区 第657号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 杉の浦 びしろの浦	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエの点を結んだ直線とオ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 18秒 東経 129度 52分 05秒 点イ：北緯 33度 24分 17秒 東経 129度 52分 05秒 点ウ：北緯 33度 24分 15秒 東経 129度 51分 59秒 点エ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 57秒 点オ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 54秒 点カ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点キ：北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 59秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第659号
松 区 第658号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 杉野浦杉の浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 52分 04秒 点イ：北緯 33度 24分 01秒 東経 129度 52分 01秒 点ウ：北緯 33度 24分 02秒 東経 129度 51分 57秒 点エ：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 59秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第660号
松 区 第659号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 湯野浦地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 52分 04秒 点イ：北緯 33度 23分 40秒 東経 129度 52分 05秒 点ウ：北緯 33度 23分 39秒 東経 129度 52分 14秒 点エ：北緯 33度 23分 37秒 東経 129度 52分 13秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第661号
松 区 第660号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 湯野浦角串鼻 北側地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 51分 54秒 点イ：北緯 33度 23分 41秒 東経 129度 51分 56秒 点ウ：北緯 33度 23分 40秒 東経 129度 52分 05秒 点エ：北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 52分 04秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第662号

区 画 漁 業 (その 2)

5 区画漁業（その2）

- (1) 公示番号 別表第4のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第2種区画漁業
 - イ 漁業の名称 別表第4のとおり
 - ウ 漁業の時期 別表第4のとおり
 - エ 漁場の位置 別表第4のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第4のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで
- (5) 関係地区 別表4のとおり

備考

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
漁場計画図 別図第2のとおり

別表第4

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第701号	くるまえば 築堤式養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市浜玉町 大字浜崎地先	次のア、イ及びウの点を順次に結んだ 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 点ア：北緯 33度 27分 33秒 東経 130度 02分 15秒 点イ：北緯 33度 27分 30秒 東経 130度 02分 20秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 130度 02分 24秒	唐津市浜玉町	個別漁業権	旧松区 第701号
松 区 第702号	くるまえば 築堤式養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 中鼻地先	次のア及びビの点を結んだ直線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 21分 35秒 東経 129度 51分 00秒 点イ：北緯 33度 21分 35秒 東経 129度 51分 04秒	伊万里市 波多津町	個別漁業権	旧松区 第702号
松 区 第703号	くるまえば 築堤式養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 中鼻地先	次のア及びビの点を結んだ直線とウ及びエ の点を結んだ直線とオ及びカの点を結んだ直 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区 域 点ア：北緯 33度 21分 21秒 東経 129度 50分 58秒 点イ：北緯 33度 21分 23秒 東経 129度 50分 58秒 点ウ：北緯 33度 21分 25秒 東経 129度 50分 59秒 点エ：北緯 33度 21分 26秒 東経 129度 50分 59秒 点オ：北緯 33度 21分 28秒 東経 129度 50分 58秒 点カ：北緯 33度 21分 30秒 東経 129度 51分 00秒	伊万里市 波多津町	個別漁業権	旧松区 第703号

区 画 漁 業
(そ の 3)

5 区画漁業（その3）

- (1) 公示番号 別表第5のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第3種区画漁業
 - イ 漁業の名称 別表第5のとおり
 - ウ 漁業の時期 別表第5のとおり
 - エ 漁場の位置 別表第5のとおり
 - オ 漁場の区域 別表第5のとおり
- (3) 免許予定日 令和5年9月1日
- (4) 申請期間 令和5年6月 日から令和5年7月 日まで
- (5) 関係地区 別表5のとおり

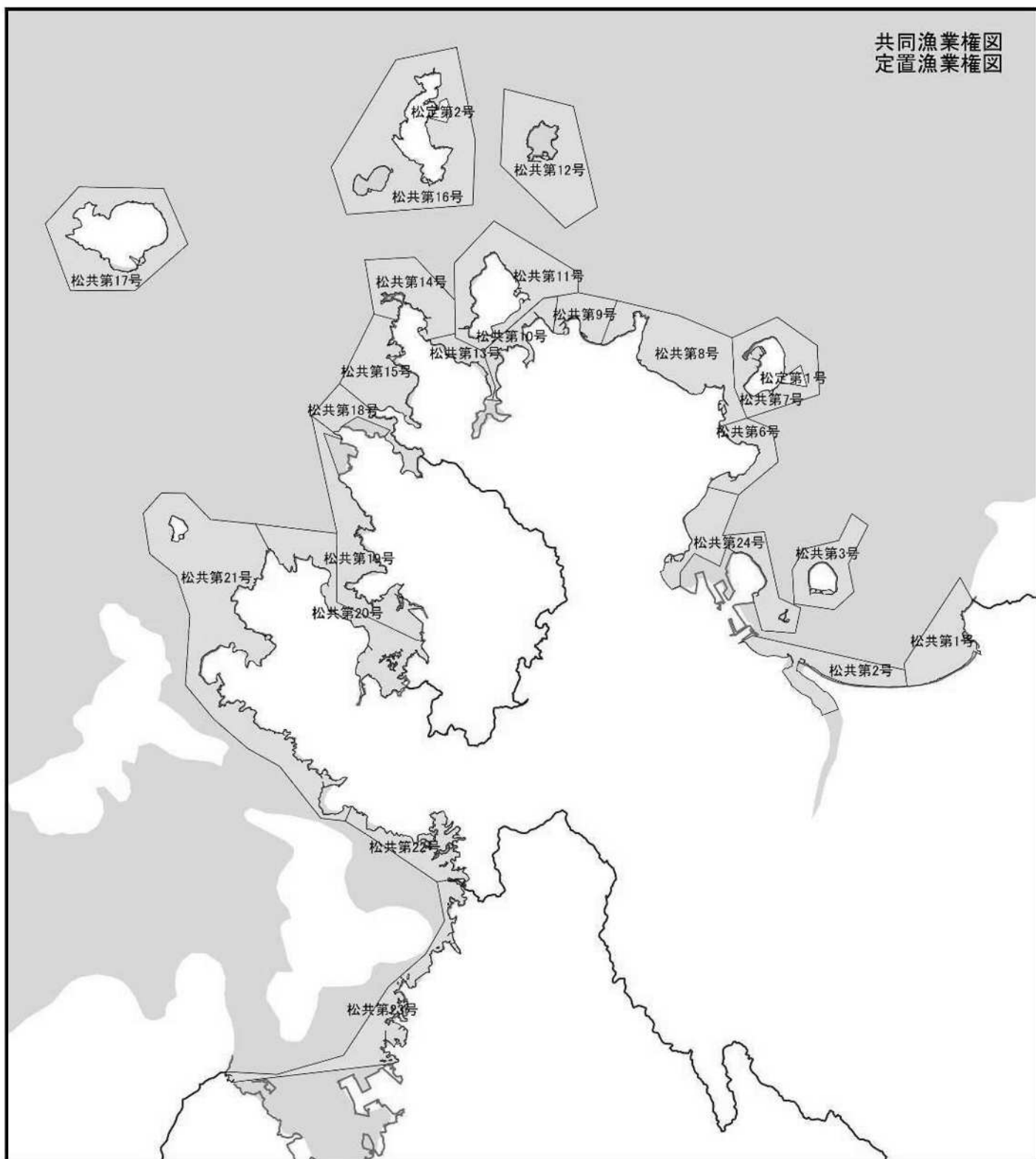
備考

存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
漁場計画図 別図第2のとおり

別表第5

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第801号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 07秒 点イ：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 51分 06秒 点ウ：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 51分 03秒 点エ：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 04秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第801号
松 区 第802号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順 次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 00秒 点イ：北緯 33度 21分 55秒 東経 129度 50分 57秒 点ウ：北緯 33度 21分 55秒 東経 129度 50分 54秒 点エ：北緯 33度 22分 01秒 東経 129度 50分 56秒 点オ：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 50分 58秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第802号
松 区 第803号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 50分 53秒 点イ：北緯 33度 21分 52秒 東経 129度 50分 56秒 点ウ：北緯 33度 21分 50秒 東経 129度 50分 54秒 点エ：北緯 33度 21分 53秒 東経 129度 50分 50秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第803号
松 区 第804号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町焼山鼻 地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 23分 08秒 東経 129度 51分 54秒 点イ：北緯 33度 23分 12秒 東経 129度 51分 53秒 点ウ：北緯 33度 23分 15秒 東経 129度 51分 55秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第804号

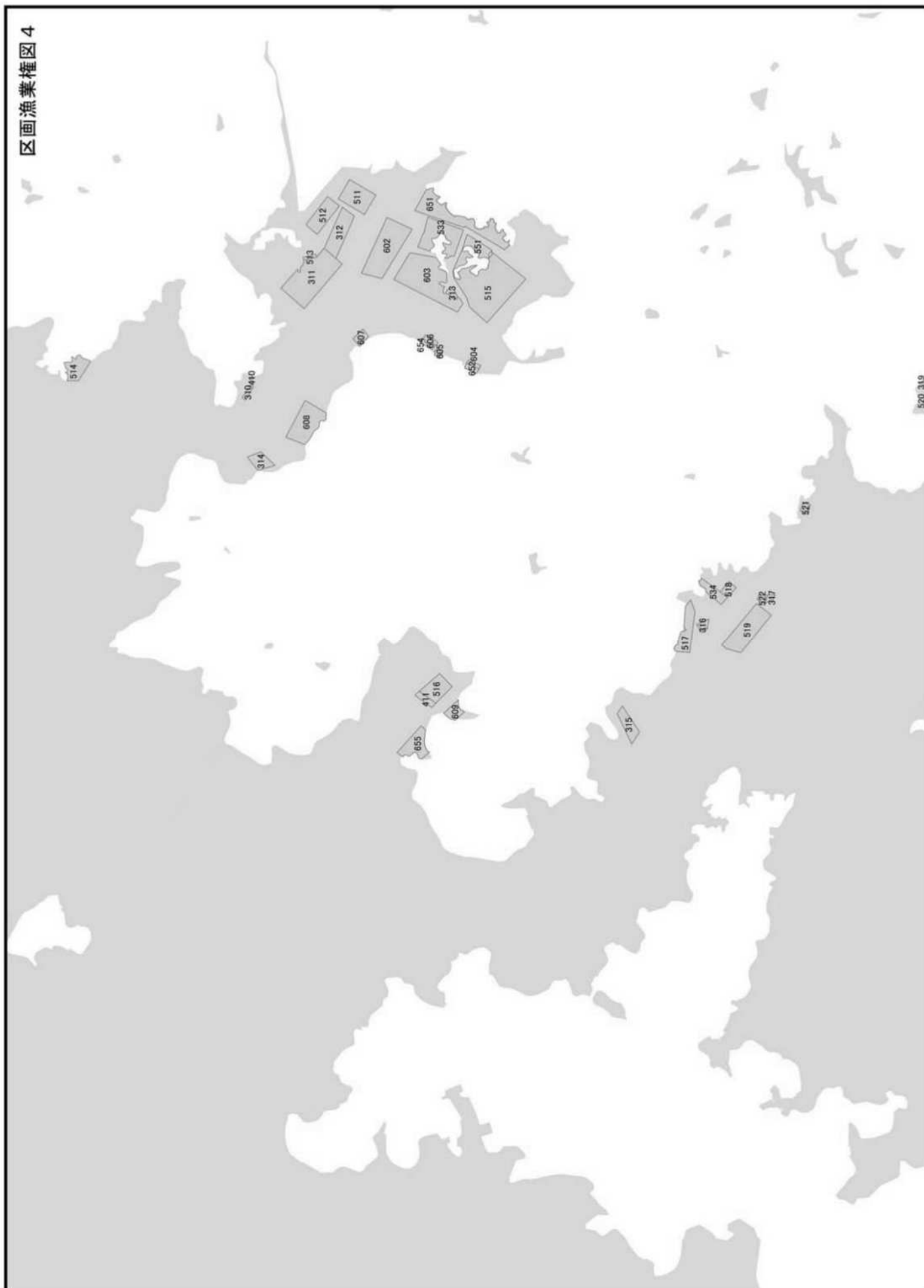
共同漁業権図
定置漁業権図













共同漁業權內容一覽表

第一種

[illegible]

共同漁業権内容一覧表 [松浦海区]

第二種

免許番号 (松共)	漁業の名称	漁業の時期									
		漁業権者									
		組合名 (共有組合名)									
		1/1 から 12/31	雑魚小型定置網	雑魚磯建網	いか敷網	いかかご	あなごかご (うけ含む)	うなぎかご (うけ含む)	雑魚かご	しろうおやな	しろうお四手網
1	佐賀玄海・浜崎	●	●	●		●	●		●	2/1 から 4/30	
2	佐賀玄海・唐津市・満島	●	●	●			●	●	●	2/1 から 4/30	
3	佐賀玄海・唐津市・高島	●	●	●		●	●	●	●		
24	佐賀玄海・唐津市・妙見・唐房	●	●	●		●	●	●	●		
6	佐賀玄海・唐津市・相賀	●	●	●		●	●		●		
7	佐賀玄海・唐津市・神集島	●	●	●							
8	佐賀玄海・唐津市・湊岡 (屋形石)	●	●	●			●		●		
9	佐賀玄海・呼子町・小友・呼子町・呼子町浦方	●	●	●		●			●		
10	佐賀玄海・呼子町・呼子町・呼子町浦方	●	●	●		●					
11	佐賀玄海・加部島・呼子町・片島本部	●	●	●							
12	小川島	●	●	●		●					
13	佐賀玄海・鎮西町・名護屋、名護屋岡	●	●	●	●				●		
14	佐賀玄海・鎮西町・波戸	●	●	●					●		
15	佐賀玄海・鎮西町・名護屋、名護屋岡、串	●	●	●		●			●		
16	佐賀玄海・鎮西町・加唐島	●	●	●		●	●				
17	佐賀玄海・鎮西町・馬渡島			●			●				
18	外津 (佐賀玄海・鎮西町・串)	●	●	●		●	●		●		
19	飯屋 (外津)	●	●	●		●	●		●		
20	佐賀玄海・肥前	●	●	●		●	●		●	●	
21	佐賀玄海・肥前、高串	●	●	●		●	●		●		●
22	大浦浜			●		●	●		●		
23	佐賀玄海・波多津			●		●	●		●		

区画漁業一覧表(松浦海区)

令和5年9月免許切替

漁業種類 組合名	第 1 種 区 画 漁 業										第 2 種 区 画 漁 業	第 3 種 区 画 漁 業	合 計
	わかめ 養殖業	こんぶ 養殖業	魚類小割式 養殖業	くろまぐろ 小割式養殖業	介類垂下式 養殖業	かき垂下式 養殖業	かきひび建て 養殖業	真珠養殖業	真珠母貝垂下 式 養殖業	くるまえばき 式養殖業	あさり 養殖業		
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数		
浜 崎 唐 津 市 屋 形 石	1		1			5							1
	5												11
													0
呼 子 町 加 部 島 小 川 島			2		1								2
			2		1								3
					1								1
鎮 西 町		3	2	1	6	2		1					15
外 津 飯 屋 肥 前			2		1	3							6
			3		1	4							8
			4		1	8	1		5				19
高 串 大 浦 浜 波 多 津			2			2							4
			1			9	2		5				17
			1			1					4		6
個 人								11		3			14
計	6	3	20	1	11	34	3	12	10	3	4		107

区画漁業一覧表(松浦海区)

【参考】

平成30年9月1日現在

漁業種類 組合名	第 1 種 区 画 漁 業										第 2 種 区 画 漁 業		第 3 種 区 画 漁 業		合 計
	わかめ養殖業	こんぶ養殖業	魚類小割式養殖業	くろまぐろ小割式養殖業	介類垂下式養殖業	かき垂下式養殖業	真珠養殖業	真珠母目垂下式養殖業	くるまえび築堤式養殖業	あさり養殖業					
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数					件数
浜崎	1								1						2
唐津市	3		5			1	2								11
屋形石															0
呼子町							2								4
加部島			2			1									3
小川島			2		2										2
鎮西町		6	5	1	10		2	1							25
外津			2			1	3								6
飯屋			3			1	2								6
肥前			6		3		4				7				20
高串			2				1								3
大浦浜			3				8				5				16
波多津			1		1		1	1						3	7
会社・個人								16	2						18
計	4	6	31	1	20	25	18	12	3	3					123

第 2 2 期第 2 回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時：令和 5 年 1 月 3 1 日（火） 1 4 : 0 0 ~

場所：唐津市近代図書館 4 階会議室

（佐賀県唐津市新興町 23 番地）

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）

資料 1 （3～9 頁）

（2）福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5 トン以上）の操業について（協議）

資料 2 （10 頁）

（3）佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）

資料 3 （11～15 頁）

（4）第 38 回筑肥漁場協議会 福岡佐賀いかかご漁業協定書の有効期間延長について（報告）

資料 4 （16～19 頁）

（5）その他

3 閉 会

第22期第2回 筑肥連合海区漁業調整委員会出席者名簿

日時:令和5年1月31日(火) 14:00～

場所:佐賀県唐津市新興町23番地

唐津市近代図書館4階会議室

水産庁九州漁業調整事務所 調整課長 高 安 治 調整第1係長 川 口 精 二	
福 岡 県	佐 賀 県
筑前海区漁業調整委員会委員 会 長 富 重 信 一 井 上 博 坂 本 政 彦 上 田 直 子 太 田 耕 平	松浦海区漁業調整委員会委員 会 長 川 寄 和 正 池 田 宏 子 荒 卷 信 弘 坂 本 安 則 梅 崎 博 昭 坂 口 正 人
福岡県農林水産部漁業管理課 漁業調整係長 上 田 拓 技術主査 俵 積 田 貴 彦 事務主査 有 吉 裕 子	佐賀県農林水産部水産課 漁業調整担当係長 寺 田 雅 彦 玄海水産振興センター 船舶運航・調査取締担当 主査 萬 谷 祥 平
福岡県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 佐 野 二 郎 技術主査 吉 田 幹 英 主任主事 山 田 菜 美 子	佐賀県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 江 口 泰 蔵 主任主査 川 崎 明 弘

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第四号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十八号3(3)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和五年二月十四日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

令和五年二月十五日から令和五年三月三十一日まで